

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長野市長 萩原 健司

市町村名 (市町村コード)	長野市 (202011)
地域名 (地域内農業集落名)	29 戸隠地区 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月7日(火) (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全体において、高齢化が進み、後継者・担い手の確保が困難である。
- ・農地の山林化や農地周辺の森林の管理不足が、隣接する農地の荒廃化を招き、野生鳥獣により農作物への被害の拡大にもつながっており、除草作業など周辺環境の整備に併せ、共同での鳥獣被害防止対策が必要である。
- ・農地の有効活用と作業効率の向上を図るため、農地の区画整理や段差解消などの基盤整備が必要である。
- ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・全国有数のそば産地である優位性を活かし、今後もそばを主要作物とする。担い手の意向を踏まえつつ、段階的に集約化を進める。
- ・豊岡地区で検討されている農村RMO(戸隠地域づくり協議会)の活動を通じて遊休農地を活用した大豆の栽培を行い、六次産業化も併せて図っていく。
- ・野生鳥獣害の被害を受けにくく、省労働力化につながるピーマンの栽培を推進する。
- ・標高が高く冷涼な気候を生かした高原野菜に加え、今後はワイン用ブドウやヘーゼルナッツ等、新たな作物の栽培も検討していく。
- ・立地条件は良いが圃場の条件が悪い水田について、耕作が行えるよう方針を検討する。
- ・地域外から「農ある暮らし」を希望する移住者の受け入れを推進し、担い手の確保を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	484 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	484 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

注:区域内の農用地等面積について、話合い当初の区域から、以下(2)記載の区域としたことにより、変更しております。

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

当面、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には、実情に応じて中心的な担い手の中から次の耕作者を選出するほか、新規就農者の育成(移住や半農半X等)を促進することで対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸し手・借り手に関する情報提供を密に行い、担い手への集約化を推進する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備された農地を守るため、農道や側溝等の維持・補修工事を実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・大規模農家のみならず、地域外から「農ある暮らし」を希望する移住者の受入れを推進することで、小規模ながらも農地の維持に繋がるような経営体の育成を推進する。

・市町村、住自協及びJA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現状は個人間での作業受委託にとどまっているが、今後は地域内での新たな作業支援システムの構築を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

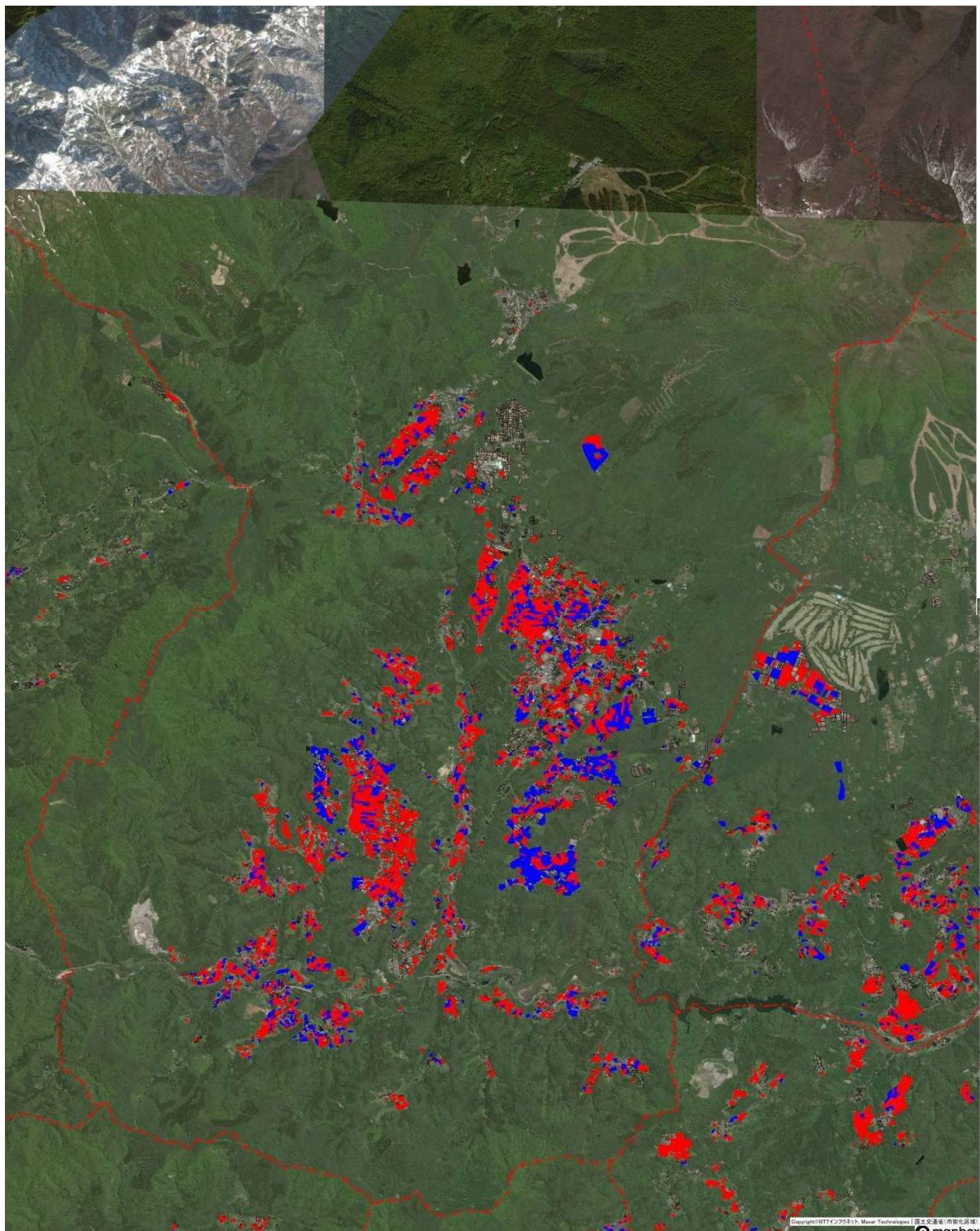
【選択した上記の取組方針】

○ 野生鳥獣による被害防止対策への取組方針…①

農地周辺の草刈りや団地全体を囲む侵入防止柵の設置、鳥獣を誘因する放置農作物の撤去等、野生鳥獣の被害防止対策について検討する。(共同での侵入防止柵設置について、モデル地区を選定し検証を行う。)

○ 農用地管理組織の設立に関する取組方針…⑩

農地の草刈りや耕起から収穫までの農作業全般について、農家の要望により必要な作業を請負うための組織の設立について調査、検討を行う。



青：現耕作者が耕作 赤：今後検討等（令和元～2年度実施の人・農地プランアンケートを基本に作成）

※ 話合い当初の区域から、計画区域を変更しております。（作成時点：令和6年8月）